

〈論文〉

王政復古期イングランドにおけるスコットランド同君連合体制
—ローダーデイル公弾劾上奏文と議會審議の分析を通して—

林田直樹

はじめに

一六六〇年、国王チャールズ二世がブレダ宣言 (Declaration of Breda) を出して、イングランドに帰国した。いわゆる王政復古 (Restoration) 期の始まりである。この王政復古によってイングランド・スコットランド両国は、一七〇七年の議會合同までの間、再び共通の国王を戴きつつも別個の議會を持つという同君連合 (regal union) を形成することになったのである。

一六〇三年の同君連合成立から一七〇七年の議會合同に至るまでの時期のイングランド・スコットランド関係の研究は、近年国内外で関心を集めている。そのなかで、同君連合の成立と両国の人々がこれをどのようにに受容したのかという点に関する研究は、一六〇三年のジェームズ六／一世の即位前後の政治思想史に集中している。政治史の観点から特に重要なものが、コンラッド・ラッセル (Conrad Russell) による研究である。彼は、同君連合成立期のイングランド人の政治的発言、議論に注目し、イングランド人が同君連合の成立とジェームズの提起する合同構想に直面するにあたり、「ひとりの君主にひとつの主権」というウェールズ型編入合同の発想しかできない姿を描き出した¹⁾。

また、内乱期 (Civil War) についても、いわゆる「修正主義」 (Revisionism) や「ブリテン史」の影響を受けた歴史家らによって「三王国戦争」 (War of the Three Kingdoms) 「ブリテン内乱」 (British Civil War) などの再定義が提起され、イングランド、スコットランド、アイerlandのブリテン三王国の相互連関を重要視する研究から多様な業績が生み出されている。なかでも、前述のラッセルによる内乱勃発時のステュアート三王国の統治機能の破綻に関する研究やジョン・モリル

(John Morrill) やジョン・ポロック (John Pocock) による三王国戦争の諸側面を明らかにした研究は、示唆に富む²⁾。

しかし、それとは対照的に、王政復古期に関する従来の研究の多くは、イングランド史、スコットランド史といった一国的な視点から論じられており、この時期の三王国の連関や同君連合のあり方を検討したものは少ないのが現状である³⁾。このような研究潮流のなか、三王国論の立場からティム・ハリス (Tim Harris) が王政復古期の「ブリテン」構成国の相互作用を研究したことは、ひとつの画期をなすと言えよう。ハリスは、一六七八年から八〇年代初頭のカトリックの陰謀や王位継承排除危機 (Exclusion Crisis) を「ブリテン」の三王国の枠組みでとらえなおし、後期ステュアート朝の統治体制の構造的不安定と三王国の統治の困難さを明らかにした。そのうえで、一六八〇年代前半の「トーリーの反動」 (Tory Reaction) による三王国内でのチャールズ二世の権力の回復と名譽革命 (Glorious Revolution) への展望を示したのである⁴⁾。

このように、王政復古期においても、「ブリテン史」の視座を意識した詳細な研究が現れてきているが、十分でないように思われる。特に、王政復古期の政治の舞台で同君連合体制がどのように受け止められたのかについては十分に明らかにされていない。そこで、本稿では、カバル (Cabal) の一員であるスコットランド人貴族ローダーデイル公ジョン・メイトランド (John Maitland, 1st Duke of Lauderdale & Earl of Gulliford) がイングランドにおいて弾劾動議を出された事件とそれを取り巻く政治的議論を検討し、イングランド・スコットランドの同君連合体制が王政復古期にどのように受け止められていたのかを考察する。

ローダーデイル公に関する研究は、イギリスにおいても非常に少ない。そのうえ従来の研究において、ローダーデイルの弾劾は、イングランド政治史のなかで取り扱われることがあっても、あくまで、教皇主義の増長、専制君主の復活といった七〇年代後半の政治的危機の文脈においてであった。一方、スコットランド史においては、ローダーデイルが国王代理として権力を掌握し、長老派を抑圧する専制的な側面や、自身と反目する貴族との派閥抗争を演じる姿が強調されてきた⁵⁾。

しかし、ローダーデイルは、スコットランド人貴族でありながら、イ

ングランド政界においても一定の影響力を保持しており、まさに同君連合を体现する人物である。しかも、後述するように、ローダーデイルはスコットランドにおける彼の政策に関して、別個の政体であるイングランドの議会で弾劾されることになるのである。

本稿では、一六七五年と七九年のローダーデイル弾劾の上奏文の起草過程における政治的発言と上奏文に注目することで、王政復古期イングランドの政治家たちの中でスコットランドとの関係がどのようにとらえられてきたかを明らかにし、王政復古期の「ブリテン問題」(British Problem)の一面を明らかにするものである。

本稿では、主な史料として、イングランド議会両院の日誌をはじめ、アンキテル・グレイ (Anchitell Grey)、ウィリアム・コベット (William Cobbett)、リチャード・チャンドラー (Richard Chandler) による下院の議事録やエベニーザ・ティンバーランド (Ebenezer Timberland) による上院の議事録など同時代の複数の議会史料を用いた。

一、スコットランドの民兵法の成立と一六七〇年代の イングランド政治

王政復古期のスコットランドと民兵法の成立

ここでは、ローダーデイル弾劾の上奏文の本格的な検討に入る前に、スコットランドの状況と民兵法、弾劾上奏文とそれに関連するこの時期の政治的状况について確認をおきたい。この節では、王政復古期スコットランドについて、一六六三、六九、七二年の三回にわたって制定された民兵法を中心に概観する。

元来、ローダーデイルのメイトランド家は、スコットランド、ハディントンシャーの有力な家系であり、彼の父親の代にジェームズ六世より伯爵に叙せられていた。しかし、ローダーデイルは、主教戦争の時に契約派となり、やがてウースタの戦いでクロムウェルに敗北した際に幽閉され、政治生命を断たれていた。しかし、王政復古とともに彼は、スコットランドの國務大臣となり政治の中核への復権を果たしたのである。

王政復古期、国王チャールズ二世は、初期ステュアート期の国王たち

と同様にイングランドに軸足を置いた。チャールズは、スコットランドの政治をイングランドのそれから切り離し、国王代理 (Lord High Commissioner) を設置して、枢密顧問官らとともに政治を行わせていた。ローダーデイルは、一六六七年に前任者のロシス伯ジョン・レスリ (Earl of Rothes) にかわって国王代理の職に任命されることになった。彼はチャールズからスコットランドの統治を事実上委任されることになったのである。

王政復古期スコットランドの民兵法成立の背景には、王政復古後の国防に関する懸念があった。クロムウェルの護国卿政権はスコットランドにマンク將軍とイングランド人の守備兵を駐屯させ支配していた。しかし、チャールズは、「両国の憎しみの種を取り除く」ため、スコットランドからイングランド人の守備兵を撤退させることにした。⁽¹⁶⁾この結果、一六六二年までにマンクの軍隊の一部を除いてスコットランドから撤退し、チャールズが保持できたのはわずか一〇〇〇名の歩兵と二〇〇名の騎兵だけとなった。それゆえ、国王と議会は、国防のためにスコットランド独自の民兵を結成する必要性に迫られていたのであった。⁽¹⁷⁾

この当時、スコットランドには、神聖ローマ帝国に対してオスマン帝国が攻勢を強めているという噂も伝わっており、国防の強化は緊急性を有するものであると考えられていたようである。一六六三年九月二十三日、エディンバラにおいてスコットランド議会は民兵法 (Militia Act) を成立させ、二〇〇〇人の歩兵と二〇〇〇人の騎兵をスコットランドで徴用できるようにしたのである。⁽¹⁸⁾

つづいて制定された一六六九年の民兵法は、六三年の法律を補うことが目的であった。つまり、六三年の法律では明記されていなかった裝備に欠陥がある兵士の処遇や規定の資金を供出しないものへの罰則規定が追加されたのである。⁽¹⁹⁾六九年の法律に関して、ローダーデイルは、一六六九年一月二八日付のロバート・マリへの手紙のなかで、欠陥があった民兵に関する罰則の条項が法案作成委員会で可決されたことを肯定的にとらえ、民兵法がスコットランドにおける国王の権限強化につながると述べた。⁽²⁰⁾六九年の民兵法は、一月一日に議会で可決された。さらに、七二年に制定された民兵法では、それまで明確にされていなかった

給与の支給について明記され、スコットランドにおける徴用の体制が整えられることになった。

一方、スコットランド人聖職者ギルバート・バーネット (Gilbert Burnet) は、ローダーデイルのこの法律に関する評価について以下のよう述べ、民兵法が、当初から、ローダーデイルによって政治的に利用されるのではないかと懸念を示していた。

ローダーデイル伯はこの法律の価値を認めている。この法律によって彼はあたかもこの王国 (スコットランド) を支配したかのようだ。ローダーデイルは、国王へ送った手紙の中でスコットランドが今や国王の手中にあり、(中略) 全てのスコットランド人は、国王が指示する時はいつでも、進軍 (march) する用意がある。

確かに民兵法の成立に至る背景と目的は、スコットランドに独自の防衛力を持たせることであつた。しかし、法律の条文がイングランド、アイルランドへの進軍を法的に可能としており、スコットランドの民兵は、州の防衛を主目的としたイングランドの民兵とは、まったく異なる性格をもつものであつた。それゆえ、民兵法はイングランド下院議員たちの批判の対象となるのである。

導入的説明—ローダーデイル弾劾を取り巻く一六七〇年代の政情

一六七二年三月一日、国王チャールズ二世は、第二次信仰自由宣言 (Declaration of Indulgence) を出した。これは、一六七〇年のドーヴァの密約 (Treaty of Dover) と並んでチャールズのカトリックへの傾倒とフランスへの接近を顕著に示すものであつた。チャールズは、議会に諮らずに教会に関する刑罰法を停止し、対オランダ戦争に突入したために議会から批判されることになった。特に下院は、「国王に対し議会の制定した法は議会の法によってしか停止できない」として信仰自由宣言に反対した。チャールズは議会の反応を受け、カバルと対応を協議した。カバルのメンバーはアーリントンを除いて信仰自由宣言の撤回に反対したが、財政難のため国王は、議会に配慮し信仰自由宣言を撤回せざるを得なかった。国王の親フランス、カトリック傾倒を思わせる政策は、議会をして審査法 (Test Act) を可決せしめ、カバルの崩壊を招来するこ

とになった。

一六七五年四月一三日、前年の秋以来延期されていた議会が開会されるとその翌日、下院議員たちは政府への攻撃を開始し、国王チャールズ二世に対して、スコットランドの貴族であるローダーデイルを弾劾するための上奏文を送付することを決議した。

一六七八年五月、議会では、七七年に議会が提出した上奏文への返答を助言した顧問官たちへの批判が強まり、下院議員リチャード・グラハムによって、再度、ローダーデイル公に対する弾劾動議が起こされ、採決の結果、一三七対九二の賛成多数で可決され下院は委員会において上奏文の起草に入った。

この後、一六七九年一月二四日、一八年にわたって継続していた騎士議会 (Cavalier Parliament) が解散され、同年三月、新たな議会が召集されることになる。七八年の議会以来、イングランド議会では、ヨーク公ジェームズに対する王位継承排除法案が審議されていた。この議会は、ヨーク公の王位継承に反対するホイッグが多数派を占めており、イングランドの政情は混沌としていた。

この新議会では、排除法案の審議に加え、カバル崩壊後、政府の中心人物となったダンビ伯トマス・オスボーン (Earl of Danby, Thomas Osborne) の弾劾や教皇主義者陰謀事件 (Popish Plot) の事後処置に追われていた。しかし、ローダーデイルが依然として爵位と官職を保持していることに不満を持つ下院議員たちが上奏文起草へと動き出し、前出のグラハムの動議によって再びローダーデイル公の弾劾上奏文が起草されることになった。そして、七九年五月にイングランド議会においてローダーデイル弾劾を求める上奏文が作成され、下院で可決されたのである。

一方、スコットランドでは、長老派の非国教徒が山中や荒野で政府によって禁止された秘密集会 (Conventicle) を開き、公然と弾圧に對抗していた。そして、七九年五月、暴徒と化した非国教徒たちがセント・アンドリュース大主教ジェームズ・シャープ (James Sharp) を殺害した後、スコットランド西部で蜂起しグラスゴーを占拠するという事件が起こった。叛徒たちは、国王の庶子であるモンマス公率いる政府軍によってボズウェル・ブリックで敗走させられ鎮圧された。

七〇年も半ばになると、ローダーデイルに対しては、イングランドのみならずスコットランドからも批判が寄せられていた。一六七三年には、スコットランド議会では、国王代理ローダーデイルによつて、チャールズ二世の対オランダ戦争を援助することを求めた書簡が読まれたが、ハミルトン公などの有力な貴族がローダーデイルを公然と批判し、国王の書簡への返答起草に抵抗を示した。聖職者バーネットの記録では、スコットランドの貴族たちは、国内で権力を独占し、ウェストミンスター宮廷とのパイプをも一手に掌握するローダーデイルに反発していたという。ローダーデイルが対抗措置として議会を延期すると、今度は、ハミルトン公を中心に彼に不満を持つ貴族たちがイングランドに赴き、国王チャールズ二世に直訴するという動きを見せるなど、スコットランドでは、不穏な状況がつづいた。

二、ローダーデイル弾劾上奏文をめぐる イングランド議会の政治的議論

ローダーデイル弾劾をめぐる政治的議論

初めて、ローダーデイルを糾弾する意見が現れたのは、一六七三年の議会であった。一〇月三十一日、下院議員トマス・リーが、オランダとの戦争、ドゥヴァの密約によるフランスとの同盟に反対する意見を述べると、苦情 (grievance) を申し立てた。これらの苦情のなかに、国教徒であった下院議員ヘンリ・ポウルがローダーデイルによるスコットランド統治を追加したのである。また、その四日後、下院議員ロバート・トマスは、国王の側近たちを「悪しき顧問官たち」(evil counsellors) として糾弾する動議を起し、そのなかで彼は、ローダーデイル公の名を挙げたのであるが、国王がこの日、議会を延期したために審議はなされなかった。

議会再開後、一六七四年一月一日、下院では多くの苦情が表明されたが、ここでも、議員たちの不満の矛先は「悪しき顧問官たち」に向けられた。特に、一六六二年の礼拝統一法を侵し、信仰自由宣言の擁護と秘密集会の弾圧を行った者としてローダーデイルの弾劾を求める動議が

出されたのである。前出のロバート・トマスは、「スコットランドの民兵法によつて、軍隊がイングランド、アイルランドへ進軍するために召集しやすくなった」としてローダーデイルを批判した。イングランド議会は、異なる立法府を持つスコットランドが制定したスコットランドの民兵法を批判したのである。イングランド議会の議員たちは、スコットランドの民兵法の条文のなかで、国王が考える名誉、権威への奉仕のために民兵がイングランドやアイルランドに進軍するために召集されるという部分に批判を寄せた。そして、下院議員ニコラス・カールが述べたように、このスコットランドの民兵の指揮者がローダーデイルであり、議員たちは、彼の弾劾上奏文の法的根拠として利用したのである。

さらに、一六七五年四月二日、前出のポウルがローダーデイル弾劾の上奏文を作成する過程で、弾劾の根拠を確固たるものとするため、聖職者バーネットを下院の委員会に招致し事情を聴取し、この内容を下院で報告した。報告によればバーネットは、自身とローダーデイルの関係および会話について、七五年四月二三日の議会において次のように述べた。

私は、ローダーデイル公がスコットランドの軍隊 (army) をイングランドに進軍させようと考えていると述べたという事実を聞いたことは無い。しかし、公爵はかつて私に尋ねた。「国王が必要な時に、スコットランドが国王を助けると思ふか」と。これに対して私は、強く答えた。「彼らはそうしない」と。公爵は「スコットランド人は国王を支援する。スコットランド人は多くのものをもちたらずと思ふ」と述べた。このやりとりは、一六七三年九月の最初の土曜日にホワイトホールのゲイトハウスで行われた。

下院の議員たちは、このバーネットの証言を踏まえ、ローダーデイルが民兵法を用いてイングランドに悪影響をもたらすと考え、上奏文の作成と可決に踏み切ったと考えられるのである。

この節では、イングランド議会で起こったスコットランド民兵法批判とローダーデイル弾劾に関する政治的発言をいくつかの方向性に分類しつつ、その論点を整理したい。これによつて、ローダーデイル弾劾の審議の中から、イングランド人の考える対スコットランド関係、同君連合

体制のあり方について考察する。

A 王政復古後のスコットランドを外国とみなし、両国の関係を検討したものの

まず、一六七五年の上奏文の審議において、議員たちがスコットランドを外国とみなしつつ、両国の関係のありかたについて言及したものを見ていきたい。

カバルの政策に批判的であった下院議員トマス・ミアズは、「スコットランドの法における国王の名誉という（民兵法の）文言はスコットランド枢密院により解釈され、彼らはイングランドに侵攻する権限を持つ」と発言した。彼は、スコットランドをまったく別個の政体とみなしつつ、その民兵法の存在をイングランドへの脅威と解釈していた。

さらに、他の議員たちのなかには、民兵法が同君連合そのものの脅威になると解釈する者たちがいた。一六七四年二月一日の全院委員会で構成された苦情委員会において、下院議員ウイリアム・サツシェヴェレルが、同君連合に関する諸法律（Laws of Union）との関係からスコットランドにおける民兵法がイングランドの脅威となると述べた。また、トマス・リーも「ふたつの王国のユニオン（Union）に関する法律、即ち、ジェームズ一世治世の第四年の法律のなかの条項を読んだ。——民兵法のイングランドに対する武装の用意を行うという条項は、廃止されるべきである」と主張した。これらの意見を受けて委員会は、スコットランドの民兵法と両国の合同を引き裂く可能性のある諸法律を調査するための委員会を結成し、二月二四日に委員会から結果報告がされることになったが、国王によって議会は中断された。

再開された一六七五年四月一三日に議会では、教皇主義者を禁止する法律の審議の後、下院において、カバルのなかで唯一官職にとどまっているローダーデイルを弾劾するための上奏文作成に関する決議がなされ、審議が再開されることになった。

ここでは、前出のポウルが「イングランドとスコットランドの二つの王冠は今やひとつに統合されている（united）にもかかわらず、この法律（民兵法）によってスコットランドはイングランドに侵攻するかもしれ

れない。そして、ローダーデイルはこれを推進するスコットランドの中心人物である」と懸念を示した。これらの同君連合体制への懸念を示した発言は、後述する七五年の上奏文に反映される。

つづいて、一六七九年の審議過程での発言の分析に移る。七九年の議会は、反体制派の急先鋒シャフツベリ伯（Anthony Ashley Cooper, 1st Earl of Shaftesbury）を中心とするホイッグが下院で多数を占めており、弾劾に賛同した議員たちも多くがホイッグに属していた。シャフツベリ自身もまた七九年三月二五日の上院における演説で、教皇主義と専制君主への批判、ルイ一四世のフランスへの警戒心を主眼として行いつつも、以下のような内容を演説に含めてスコットランドの状況に懸念を示した。

外国の事情について—イングランドにとって非常に近い外国—懸案がある。これらについて考えることなく、イングランドの安全と平穏を手に入れることはできない。（中略）私は、とりたててスコットランドの法体系について理解しているわけではない。しかし、私は分かっている。北の王国（スコットランド）は彼らの法体系によって自由と所有に関して当然、侵すことのできない権利を持っているという⁽³⁸⁾ことを。

シャフツベリは、この演説で、ローダーデイルの統治するスコットランドについて言及し、イングランド人たちの注意を喚起した。シャフツベリは、この後も上院において、フランスと教皇主義者の脅威をスコットランド、アイルランドの政情と結び付けて政府批判を展開していた。

下院でも七九年の五月六日の委員会でローダーデイルに反対する意見が噴出した。以下に、その発言のなかで重要なものを提示する。下院議員フランシス・ウイニントンが、上奏文作成に賛成したうえで、「スコットランドの臣民は、イングランドの臣民でもある。もしスコットランド人がイングランドに来て罪を犯したならば、イングランドの法によって裁かれる」と主張した。この発言は、両国の臣民が同一の君主を戴くという認識の下、イングランド法の適用を求めるものであった。一方で、ハーバードは、ローダーデイルを批判した点では他の議員と一致していた。しかし、彼は、スコットランドで行われたことに関してイングリ

ド人が関与できないことを指摘し、王政復古の時に、ロンドン塔に収監されたスコットランド貴族アーガイル侯(Archibald Campbell, Marquess of Argyll)が、スコットランドに送致され処刑されたことにふれ、ローダーデイルもアーガイルと同様にスコットランドに送致されるべきであると主張した。

B インングランドでの行為に基づきローダーデイルを弾劾したものと

インングランド議会では、スコットランド人であるローダーデイル公をスコットランドの民兵法を根拠にインングランド議会で弾劾することに疑問も投げかけられていた。しかし、インングランドの枢密顧問官であり、一六七三年に、ローダーデイルがインングランド貴族としてギルフォード伯爵に叙爵され、上院に議席を持ったことは、ローダーデイルをインングランドの人間として弾劾するための根拠となった。さらに、七五年の上奏文が国王によって否定的に受け止められ、下院が再度、上奏文の提出を目指した際にも、ギルフォード伯への叙爵とインングランドにおける年金の増加が根拠となった。

一六七九年五月六日の上奏文起草にかかわった下院議員コーネル・タイタスは、「何人かのものは、私たちがスコットランドの事情と何で関係しているのか、と言うかもしれない。しかし、私たちは(インングランドと)スコットランドの枢密院と混同しているのではない。それは、ローダーデイルがインングランドの顧問官であるからだ」と述べた。この発言は、ローダーデイルがインングランドの顧問官であることを弾劾の理由としたものであった。

また、民兵法などスコットランドに関する行為を根拠にローダーデイルを批判した者たちにとっても、彼がインングランドで爵位、官職を持つことは攻撃の確固たる根拠となっていたようである。七九年の上奏文起草の際、前出のグラハムは、七五年の上奏文可決以降もローダーデイル公がギルフォード伯の地位にとどまっていることを上奏文起草の根拠としている。

C 内乱期のスコットランドでの行為に関する発言

前述のようにローダーデイル弾劾に賛成する発言には、王政復古後、国王の寵臣としてローダーデイルが行ったスコットランド統治への批判があらわれた。これに加えて、下院の議論のなかには、内乱期のローダーデイルの行動を引き合いに出すものも存在した。

一六七四年一月三日の委員会において、下院議員ハウは「ローダーデイルが先代の王(チャールズ一世)を死に追いやった」と非難した。また、トマス・リトルトンは、ローダーデイルが、一六四七年にチャールズ一世とスコットランド契約派が「約定」(The Engagement between the King and Scotland)を結んだ際に、「ローダーデイルが主導的な立場にあったことを非難の理由に挙げ、コーネル・サンズも、同様に、ローダーデイルが国王チャールズ一世の死に加担しており、私権剥奪法(Bill of Attainder)が適用されるべきであると主張した。

同様に、一六七九年の審議においても、トマス・クラージズが内乱中の行動を引き合いに出しながらローダーデイルを批判した。

スコットランドの民兵法は、私たちにとって敵性ある法律(Hostile Law)である。アイルランドは私たちと同じ法体系のもとにあるが、スコットランドは別の法体系を持つ。そして、ローダーデイルは、インングランドで犯罪者として裁くことができない。(中略)不幸な内乱の勃発時、ローダーデイルは若輩に過ぎなかったが、専制的な政府を倒すため立ち上がった。彼はスコットランドで騒乱を引き起こし、私たちはインングランドでそれにつづいた。しかし、今、専制的な政府に反抗して私たちが戦争に導いた男が専制的な政府の中に入ると。なんと異常なことか。

このクラージズの発言は、前半部分に民兵法が敵性ある法律であると述べている部分がある。これは、前出の敵性除去法を法的根拠に用いた批判であるといえよう。だが、後半部分では、かつてローダーデイルが契約派として専制的なチャールズ一世と戦ったことが引き合いに出されている。そのうえで、クラージズは、専制的な政府を批判していた人物が、専制政治を強める傾向を見せられているとしてローダーデイルを批判した。

以上のように、ローダーデイルは、内乱期に契約派として前国王チャ

ールズ一世を転覆させるきっかけとなった人物として彼を批判する議員たちの発言の中に登場する。また、クラージズの発言には、専制的な政府に対抗した人物であったローダーデイルが、チャールズ二世の手先としてスコットランドを専制的に支配しているとして、行動の矛盾を指摘される。スコットランドを含めた内乱の記憶は、イングランド下院議員のなかに記憶され、ローダーデイルの批判に利用されていたのである。

しかし、この時期に内乱期の出来事が引き合いに出されたことには、まったく別の文脈が存在していることも銘記しておかねばならない。というのも、一六七九年にもなると、王位継承排除法案の審議や教皇主義者の陰謀と時期が重なる。つまり、イングランド国内は反カトリック、フランスという傾向が顕著になるのである。同時期のロンドンでは、不穏な状況が続き、人々は、当時の政情を内乱期の状況と重ね合わせていたという。議事録に残る発言には直接表現されないものの、下院議員たちは、この時期の政治的背景と内乱期の混乱を結びつけ、ローダーデイルの専制政治にフランスのルイ一四世を重ね合わせている側面もあると考えられるのである。このため、一六七九年の議員たちの発言は、同君連合という枠組みだけではとらえられない新たな文脈も存在しているのである。

D イングランド議會でローダーデイル弾劾に反対した議員たちの発言
スコットランドの民兵法に対する議員たちの批判は、ローダーデイル弾劾のためのレトリックにすぎないのか、それとも、民兵法そのものが同君連合にとって脅威であり、それがローダーデイル弾劾につながったのかということを検討しておく必要がある。そのため、ここでは、ローダーデイル弾劾に反対した議員や政府関係者たちの発言も確認しておきたい。

一六七五年四月二三日の下院の委員会では、下院議員ダルマボイやジョセフ・トリデナムが、「スコットランドの民兵法が成立した時にローダーデイル公はスコットランド議會に不在」、「私たちが不満を述べているのはロシス伯が（国王代理）の時代に制定された法律」であり、法律制定に関して責任がないことを根拠にローダーデイルを擁護している。同

日の審議でロバート・ソーヤーは、イングランドとスコットランドの民兵法を比較し、スコットランドの法は、単に叛徒を鎮圧するために海外にも派兵することを合法化したものと結論付けた。しかし、ここでもまた、イングランドの議員が外国スコットランドの法律について審議し、干渉しようとする姿勢が見受けられるのである。

先にもふれた五月六日のハーバードの発言は、ローダーデイルの政策を批判的に受け止めつつも、アーガイル侯がスコットランドへ送致された例を持ち出し、イングランドではなくスコットランドで裁くことを要求するものであった。さらに、五月三十一日、アンクラム伯は、以下のように述べた。

もし、ローダーデイルがスコットランドの法律に関して裁かれるのであれば誰も軍役で国外に行くことはできない。（中略）しかし、私はこの法律に反対である。ローダーデイルを追放する代わりに、この法律を廃止する方法を考えるように国王へ上奏すべきである

つまり、ローダーデイル弾劾の是非以上に、下院議員たちの間には、スコットランドの民兵法への懸念が広がっていたと思われる。

一方、これらの意見とは別に、政府関係者たちは、ローダーデイルを擁護するための発言を行い、弾劾上奏文の可決を阻止しようとした。その際、国務大臣のジョン・コヴェントリは、下院議員に向けて「あなた方はスコットランド議會の法は法律ではないのか」と主張し、スコットランドがイングランドとは別の議會を持ち、独自の法律を制定できることを根拠に、上奏文の意義を否定した。

このように、下院では弾劾上奏文をめぐって議論が交わされるなか、賛成、反対双方の議員から対スコットランド関係について多くの発言がなされたのである。その際、議員たちはジェームズ一世が制定させた敵性除去法や過去の両国がかかわる犯罪人の対処などを例に議論を展開していた。

さらに特筆すべき点は、同君連合成立直後と異なり、スコットランドの独自の法体系を否定する一六世紀に行われたウェールズ型の編入合同を求める意見や、合同そのものを否定する意見がみられなかったことである。王政復古期のイングランド下院という政治的舞台では、スコット

ランドとの同君連合は自明のものとなっていた。

三、弾劾上奏文の分析

ローダーデイル弾劾上奏文の分析

ここでは、ローダーデイル弾劾のために作成された上奏文の内容を検討し、下院議員たちがいかなる論理を用いてローダーデイルを弾劾しようとしたかを確認する。

一六七五年四月二三日、下院では、委員会が起草したローダーデイル弾劾のための上奏文が審議され、第二読会を通過した上奏文は、国王に送られた。上奏文は、四つのパラグラフで構成され、題目の「ローダーデイル公爵を排除するための上奏文」の後、序文がつづき、弾劾の根拠が三つに分けて列挙される構成となっている。ローダーデイル公爵という肩書は、スコットランドのものであり、これがイングリッド下院の可決した上奏文の題目になっていることそれ自体が、両国の国制上の関係の混乱を示すものであるといえよう。

序文では、イングリッドの議会が、スコットランド人であるローダーデイルを弾劾するために、彼のイングリッドにおける爵位であるギルフォード伯という地位を明示する。そのうえで、彼が、一六七二年三月のイングリッドの第二次信仰自由宣言を擁護し、枢密院の専制的な傾向を明確にしたことを非難した。

つづいて、二点目として、スコットランドで通過したふたつの民兵法の制定にローダーデイルが深くかかわっていたことが弾劾の根拠とされた。上奏文では「このような法律は、同君連合成立以降 (since the Union of the Two Crowns)、通過したことがなく、それはまた、ジェームズ(一世)治世第四年に制定された法律—イングリッド・スコットランド間の未決状態と敵意の排除と将来における不和と障害を抑制するための法律—と、同時にスコットランドで制定された法律の意図に反する」と銘記された。つまり、下院議員たちの委員会での意見が反映され、同君連合体制の成立を機に両国の融和を掲げたジェームズ六/一世によって制定された諸法律に反したということが弾劾の法的根拠になったの

である。

三点目は、ローダーデイルが、スコットランドにおいて、国務大臣、国王代理を歴任している時期に民兵法を制定したこと、また、スコットランドで専制的な統治を行っていたことが批判された。そして、上奏文では、これらの根拠からローダーデイル公は、すべての官職から免じられ、枢密院からも排除されるべきであると結論付けられたのである。

つづいて、一六七九年の上奏文の検討に移る。七九年五月、イングリッド議会下院は、再度、ローダーデイル弾劾の上奏文を起草した。この時期、議会は教皇主義、政府による専制的支配、チャールズ二世によるルイ一四世への接近に警戒心を強めていた。さらに上奏文の審議日程は、ダンビ伯の弾劾やヨーク公の王位継承排除法案などが審議されていた時期と重なっていた。このため、七九年の上奏文は、かかる時代背景を反映したものとなっているのである。

つまり、上奏文では序文につづき、国王の側近の手によって、権利、自由、財産の侵害とプロテスタントの宗教の変革が行われ、イングリッドが危機にさらされているとの主張が展開されている。そして、これらを行った中心人物としてローダーデイルが弾劾されているのである。また、上奏文は、彼の政策を、イングリッド・スコットランド間の敵対心、反目を増幅させたとして糾弾している。

一方、スコットランドでも、ローダーデイルはハミルトン公などとの対立を激化させており、七九年の上奏文は、エディンバラでも出版され、多くの人々の目に触れることになった。

このように、七九年のローダーデイルの弾劾上奏文は、時の政情を色濃く反映している。しかし、ローダーデイルのことをイングリッドとスコットランド両国の関係を揺るがす存在であると受け止めている側面も十分に指摘できよう。

国王チャールズ二世の対応

チャールズ二世は、ローダーデイル弾劾に向けた下院議員たちの動きに当初から否定的であったようである。一六七四年六月一八日、チャールズはスコットランド枢密院に対してローダーデイルがスコットランド

この一六七五年の段階で国王チャールズには、下院の意向に沿ってローダーデイルを解任する意思はなかったようである。というのも、七五年一月二三日、国王の意向によって議會延期の報告がなされる時、下院議員たちが注目するなか、ローダーデイルは、国王のそばへ剣を運ぶ役目を担っていたのである。

チャールズは、この後も、ローダーデイルをそのままの官職にとどめており、イングランド、スコットランド双方においてローダーデイルに対する不満が増長しつつあった一六七八年においても、彼を信任し続けていた。

一六七九年に出された二度目の上奏文に対しても、チャールズ二世の反応は冷淡なものであったという。しかし、同年に起きたスコットランドの長老派の反乱がきっかけになり、チャールズは国王代理を、両国で不興をかったローダーデイルからヨーク公に交代させる決心をしたので

の国王代理として統治を行う旨を改めて伝えた。弾劾上奏文の審議が始まって以降も、チャールズのローダーデイルに対する信頼は揺らいでいなかったと考えられる。

国王は、一六七五年四月の上奏文に対する回答を、五月七日に國務大臣ウィリアムソンに持たせた。イングランド下院の議場で読み上げられた回答の内容は、スコットランドで民兵法案が議會を通過したのは一六六三年で、ローダーデイル公が国王代理に就任する以前のことである。よって、彼を弾劾するに理由にならないという趣旨のものであった。しかし、チャンドラーの議事録によれば、この国王の回答は、下院議員たちを満足させることはなく、議員たちはさらなる上奏文作成へと動き出すことになり、七九年の上奏文可決へとむかう。下院は、ローダーデイル弾劾に関する議論を再開し、前出のヘンリー・ポウルは、六九年、七二年の民兵法が制定されたときの国王代理がローダーデイルであると主張し、国王の意見に反駁した。

下院の審議の結果、一六七五年五月三日、一三六対一一六の賛成多数で国王に対して再度上奏文を送ることが決議され、上奏文の作成が委員会に付託されたのである。しかし、六月五日に国王が議會を閉会したために、この会期で追加の上奏文が出されることはなかった。

ある。このため、これ以降、イングランド下院では弾劾上奏文が出されることはなかったと考えられる。

アーリントン伯とバッキンガム公の弾劾

ここでは、ローダーデイルとほぼ同時期に下院議員たちからやはり弾劾の対象と目されたアーリントン伯ヘンリー・ベネット(Henry Bennet Earl of Arington)とバッキンガム公ジョージ・ウィリアムズ(George Villiers, Duke of Buckingham)の弾劾の過程についてみていく。ローダーデイルと同じくカバルの一員である彼らの弾劾について検討することで、ローダーデイル弾劾の意味がより一層浮き彫りになるであろう。

最初にアーリントン伯への弾劾動議が出されたのは、ローダーデイルの場合とほぼ同時期の一六七四年の議會であった。この時、アーリントンが批判された主たる理由は以下に示す三点であった。すなわち、一点目が、「アーリントンは、教皇主義の促進者(Promoter of Popery)である。彼は、「この国の確立された法と国制に反して、アイルランドの教皇主義者や叛徒を自治体(corporations)に入れ、治安判事(Commission of Peace)やその他のトラストや官職に入ることを認められた」ことを批判された。二点目が、彼が自分のために私腹を肥やしたことであり、三點目が、フランスとの同盟を結びオランダを攻撃した外交政策についてであった。つまり、アーリントンは、イングランドの法と国制に反して、教皇主義者を促進し、アイルランドの教皇主義者と関係を持ったことや親フランス的な対外政策を推進したことが弾劾の理由に挙げられたのである。しかし、一六七四年一月二〇日、下院における弾劾の是非を巡る採決の結果、一二七対一六六で弾劾上奏文送付の議案は否決され、以後も、数度にわたって上奏文起草の委員会が構成されるものの、実際に弾劾に至ることはなかった。

一方、バッキンガムの弾劾もアーリントンのものと同時並行で審議された。バッキンガムの弾劾理由は、フランスとの同盟、信仰自由宣言への関与など、下院議員たちが批判したイングランド政府の政策によるものであった。だが、アーリントンのケースと同様にバッキンガムに関しても、二月五日、議會において弾劾決議は、一二四対一四二で否決され、

上奏文が国王に送付されることはなかった。

アーリントンやバッキンガムの弾劾理由には、「三王国」の構成国であるアイルランドが含まれているが、彼を弾劾しようとした議員たちの用いた根拠は、あくまで、教皇主義者をイングランドで増長させたことであり、この根拠は、イングランドの国制と法体系の枠組みで考案されたものであった。この事實は、スコットランドにおける政策で批判されたローダーデルと一線を画すものであったといえよう。

その後のローダーデルとブリテンの政治

一六七九年の契約派の反乱がきっかけとなり、ついに国王はローダーデルをスコットランド国王代理の職から解くことを決意した。バーネットによれば、この時期、イングランドにおいて、ローダーデルの支持者であったダンビ伯が四月一日に上院での弾劾可決によってロンドン塔に収監され、スコットランドでもハミルトン公などの反対派がローダーデルを激しく非難していたという。両国からの批判によって、この後、ローダーデルはすべての官職を解かれ、一六八一年に亡くなった。

イングランドにおいては、七九年の議会でローダーデル弾劾上奏文と同時に審議されていた排除法案が、一六八〇年の一月二日に再開された議会で再び上程され、一月一日に下院で可決された。この法案は、ステュアート王家、とりわけヨーク公のカトリック傾倒に対する対抗措置であったが、王位継承権剥奪に関する法的効力は、あくまでイングランド王の地位に属する領域のみに及ぶものであった。すなわち、イングランド下院は、あくまで、イングランド王国の範囲でしかヨーク公の王位継承権に制限を加えることができなかったのである。ひとりの君主が異なる主権を持つたつの国の支配者となる同君連合体制は、維持されていたと考えることもできよう。

当時ヨーク公は、王位継承排除危機下のイングランドを避け、スコットランドに赴きローダーデルの後任として国王代理となっていた。一六八一年、彼は、スコットランド議会でイングランドの王位継承排除法案に対する意趣返しとして、王位継承法を成立させたのである。この法

律は、ステュアート家のスコットランドの王位継承権を再確認させるための明示的な法律であった。条文の中でスコットランド王国の王位は、神によって決められた血筋に与えられるものと解釈され、臣民はそれに従う義務を負うものとされた。この法律の可決は、『ロンドン・ガゼット』によってイングランド臣民にも周知されることになった。スコットランドの統治に関しては、ヨーク公の下、教会は王権に統制され、国王に反対する勢力は弾圧され影響力を失っていった。このようなスコットランドの情勢は、歴史家ハリスの指摘によれば、イングランドにおけるトリーの反動と連動して、チャールズ二世治世末期の三王国の支配強化へとつながることになったとされる。

おわりに

本稿では、王政復古期イングランドの政治的舞台において、スコットランドとの同君連合体制がどのように受け止められていたかをローダーデル弾劾上奏文とそれを取り巻く議論を中心に検討してきた。これらの分析の結果と今後の展望を述べて本稿を閉じることにしたい。

一七世紀後半の王政復古期、イングランド議会の政治家たちは、イングランド・スコットランド同君連合体制のなか、スコットランドのことをあくまで別個の政体とみなし、自国の利害の擁護を目指していた。しかし、その一方で、スコットランドとの安定した関係も模索せねばならなかった。

つまり、この時期の両国は、相手国を別個の政体とみなしつつも、その利害関係は密接不可分で相互に深い影響を与えていたといえるのである。このため、ローダーデルのスコットランド統治がイングランドにとって脅威とみなされたとき、彼の政策と存在は下院議員たちにとって政府を攻撃する必須のターゲットとなった。そして、ローダーデルを批判するために用いられた法律が、同君連合体制を円滑に維持するために制定された敵性除去法であった。これらの事實は、王政復古期の両国の関係を如実に示していると思われるのである。このような政情のなか、初期ステュアート朝とは異なり、イングランドの議員たちは、スコ

ットランドとの利害の相違をなくすために、ウェールズの場合と同様にスコットランドを編入合同するべきであるといった主張をすることはなかった。また、同君連合を解体しようとする発言も一切見られなかった。

これらの事実は、初期ステュアート朝期、内乱期を経て、ブリテンのふたつの主権国家が同君連合体制を形成することが既成事実として定着していたことを意味する。それゆえ、王政復古期のイングランド議会は、自国の利益と同君連合体制の維持というふたつの課題を突き付けられていたといえよう。このため、スコットランドの政情を根拠に、イングランドの下院議員たちがチャールズ二世に対し、ローダーデイル弾劾上奏文という手段を用いたと考えられる。

さらに、これらの事実から、歴史家モリルが述べるような「国制の混乱」は、王権の統治が破綻したときだけではなく、比較的統治が安定していた王政復古期イングランドにおいても議会審議の場において存在していたことが指摘できるのである。

本稿では、議論の対象がローダーデイル弾劾上奏文をめぐるイングランド議会における政治的議論という極めて狭い枠組みに限定されている。それゆえ、今後は、イングランドの議会外における政治家の動向やスコットランドにおいて同君連合がどのようにけとめられていたのかについて他の事例を含めた検討を行いたい。また、一六七九年の上奏文が時の政情を色濃く反映していることを踏まえれば、当時の刊行物や国際情勢—特にフランスやオランダとの関係—の分析や議論が必要になってくるであろう。筆者としては、今後、上述のようなより幅広い視点から王政復古期の同君連合体制を問い直していくことが課題であると考えている。

注

(一) Conrad Russell, “James VI and I rule over two kingdoms: an English view”, *Historical Research*, vol.76, 2003; do, “1603: The end of English national sovereignty”, in Glenn Burgess, Rowland Wymer & Jason Lawrence (eds), *The accession of James I*:

Historical and Cultural Consequences, Basingstoke, 2006.

(二) John Morrill, *The Revolt of the Provinces: Conservatives and Radicals in the English Civil War, 1630-1650*, New York, 1976; do, “The War(s) of the three kingdoms”, in Burgess (ed.), *The New British History*, 1999; Russell, *The Causes of the English Civil War*, Oxford, 1990; do, *The Fall of the British Monarchies 1637-1642*, Cambridge, 1995; John Pocock, “The Atlantic archipelago and the war of the three kingdoms”, in Brendan Bradshaw & Morrill (eds), *The British Problem 1534-1707*, London, 1996.

(三) Tim Harris, Paul Seaward & Mark Goldie(eds), *The Politics of religion in Restoration England*, Oxford, 1990; Keith Brown, *Kingdom or Province? Scotland and Regal Union, 1603-1707*, London, 1992.

(四) Harris, *Restoration: Charles II and His Kingdoms, 1660-1685*, London, 2005.

(五) 我が国において、王政復古期の政治史は、浜林正夫『イギリス名譽革命史』未來社、一九八一年がある。また、宗教政策に関しては、青柳かおり『イングランド国教会—包括と寛容の時代』彩流社、二〇〇八年を参照。

(六) カバルとは、初代クラレンドン伯エドワード・ハイド失脚後にイングランド政治の中核にいた五人の政治家の頭文字をとってこのように呼ぶ。この五人のなかで本稿が対象とするローダーデイルは唯一のスコットランド出身者であった。

(七) Peterson, Raymond Campbell, “King of Scotland: Lauderdale and the Restoration north of the border”, *History Today*, vol.53-1, 2003, pp.21-7; Gillian MacIntosh, “Arise King John: Commissioner Lauderdale and Parliament in the Restoration Era” in Brown & Alastair Mann(eds), *Parliament and Politics in Scotland, 1567-1707*, Edinburgh, 2005.

(八) マクケーンズについて歴史家モリルは「内乱期の類似するケースを取り上げ「国制の混乱」と述べている。そして、このよ

- 事実のなかに「ブリテンの史」の不可解の (enigma) が見いだされたことも主張している。(Morrill, “Three Kingdoms and one commonwealth? The enigma of mid-seventeenth-century Britain and Ireland”, in Alexander Grant & Keith Stringer (eds), *Uniting the Kingdom?: The Making of British History*, London, 1995, pp.172-3.)
- (6) *Journals of the House of Commons* (本稿では主に九巻を使用。以下 C.J.): *Journals of the House of Lords* (本稿では主に一巻を使用。以下 L.J.): Anchiell Grey(ed), *Debates of the House of Commons*, 10 vols. (以下 Grey, *Debates*); William Cobbett, *Cobbett's Parliamentary History of England from the Norman Conquest, in 1066 to the year, 1803*, vol.1, London, 1806. (本稿では主に四巻を使用); *The history and proceedings of the House of Commons from the Restoration to the present time, containing the most remarkable motions, speeches, resolves, reports and conferences to be met with in that interval ... also the numbers Pro and Con upon every division, etc*, London, Richard Chandler, 1742-4, 14 vols. (以下 Chandler, *History*); *The history and proceedings of the House of Lords from the Restoration in 1660 to the present time, containing the most remarkable motions, speeches, debates, orders and resolutions*, London, Ebenezer Timberland, 1742-3, 12 vols. (本稿では主に一巻を使用。以下 Timberland, *Lords*.)
- (10) *Register of the Privy Council of Scotland*, Third series, vol.1, pp.96-7. (以下 RPC)
- (11) *Record of the Parliaments of Scotland to 1707*, 1661/1/234 (本名イン史録。以下 RPS) : John Childs, *The Army of Charles II*, London, 1976, pp.196-7.
- (12) John Nicoll, *A Diary of Public transactions and other occurrences, chiefly in Scotland from January 1650 to June 1667*, p.399.
- (13) RPS, 1669/10/14.
- (14) *Lauderdale Papers*, vol.2, Osmund Airy(ed), 1965, pp.150-1.
- (15) Gilbert Burnet, *History of his own time*, vol.1, Martin Joseph Routh(ed), London, 1833, pp.522-3. (以下 *History*)
- (16) 王政復古直後「一六六一年に制定されたインクランドの民兵法 (Militia Act; 13 Car. II, stat. I, C.6.)」は「民兵が国外へ移動するのを禁じていた」。(Statutes of the Realm, vol.5, p.309. 以下 S.R.)
- (17) C.J., vol.9, p.252.
- (18) C.J., vol.9, pp.316-7; Sir Edward Dering, *The Diaries and Papers of Sir Edward Dering Second Baronet, 1644 to 1684*, Maurice F. Bondled), London, 1976, p.60.
- (19) C.J., vol.9, pp.477-8; Grey, *Debates*, vol.5, p.358.
- (20) L.J., vol.13, p.448; Timberland, *Lords*, vol.1, 232.
- (21) Brown, *op.cit.*, p.160.
- (22) *Lauderdale Papers*, vol.2, pp.241-3.
- (23) Burnet, *History*, vol.2, pp.32-3.
- (24) *Calendar of State Papers Domestic Charles II*, vol.20, pp.5, 75. (以下 CSPD)
- (25) Dering, *The Parliamentary Diary of Sir Edward Dering 1670-73*, Basil Duke Henning(ed), New Haven, 1940, p.158.
- (26) C.J., vol.9, p.286; L.J., vol.12, p.593; Grey, *Debates*, vol.2, p.222-3.
- (27) C.J., vol.9, p.292; Grey, *Debates*, vol.2, pp.236-7.
- (28) Grey, *Debates*, vol.2, p.237.
- (29) C.J., vol.9, p.321; Grey, *Debates*, vol.3, pp.18-9; Dering, *The Diaries and Papers*, p.67.
- (30) Cobbett, *Parliamentary History*, vol.4, pp.686-7; Chandler, *History*, vol.1, p.206.
- (31) ローターテイルとバーネットの議論に関しては、バーネットの著作の中にもほぼ同様の記述がみられる。(Burnet, *History*, vol.2, pp.20-1.)
- (32) Grey, *Debates*, vol.3, pp.27. (カッコ内は筆者による)
- (33) 一六〇三年の同君連合成立後、両国は「次の註で述べる敵性除去法など、両国議会によって共通の内容を制定法とし、国境統治などで同等の方針を共有していた。この発言は、その当時制定された諸

法律のことを指すと考えられる。

- (34) これは、敵性除去法[ac. I. C.1. (An Act for the utter abolition of all memory of Hostilities and Dependence thereof between England and Scotland, and for the repressing of occasions of Discord and Disorders in time to come)]の存在であり、この法律では、一方の国が他方の国に対して敵対的な法律を制定しても無効となるという条項が含まれる。(SR, vol.4, pp.11347) 敵性除去法の内容と意義に関しては、拙稿「イングランド・スコットランド同君連合体制の成立と国境統治—敵性除去法(1607年)制定を中心に—」『西洋史学』二二七号、二〇一〇年を参照された。
- (35) *C.J.*, vol.9, pp.307, 314; *Grey, Debates*, vol.2, pp.413-4.
- (36) *Chandler, History*, vol.1, p.206. クリフォードは、七三年に審査法の忠誠宣誓を拒否し大蔵卿を辞任し、その後死去した。アーリントンは七四年に国務大臣を辞任、シャフツベリは七三年一月に大法官の地位を追われ、以後反政府的立場に転向した。
- (37) *Grey, Debates*, vol.3, p.26.
- (38) *Timberland, Lords*, vol.1, pp.233-4.
- (39) この日の上院の審議には、ローダーデイル公もイングランド貴族ギルフォード伯として出席していた。さらに演説には、ローダーデイルがスコットランドの非国教徒を鎮圧するために召集した兵を常備軍(Standing army)として批判する内容も含まれており、政府の中枢に位置するローダーデイルへの批判も意図されていると考えられる。(Timberland, *Lords*, vol.1, pp.233-4; *L.J.*, vol.13, p.475.)
- (40) *HMC Ormonde*, vol.5, p.54.
- (41) *Grey, Debates*, vol.7, p.195.
- (42) アーガイル侯は、内乱期にクロムウェルのスコットランド統治に協力したため、大逆罪で一六六一年スコットランドにおいて処刑された。
- (43) *Grey, Debates*, vol.7, pp.193-4.
- (44) *L.J.*, vol.12, p.650.
- (45) *Grey, Debates*, vol.3, p.211. エドワード・ダーリングの日記によれば、ローダーデイルはイングランドの爵位を得て、年金として一年あたり三〇〇〇ポンドを得ていたことが下院で議論になったとされづる。(Dering, *The Diaries and Papers*, p.60.)
- (46) *Grey, Debates*, vol.7, p.196.
- (47) *Grey, Debates*, vol.7, p.189.
- (48) *Cobbett, Parliamentary History*, vol.4, p.628. (カッコ内は筆者に補記)
- (49) 一六四七年にローダーデイルら穏健契約派と国王チャールズ一世が結んだ協約で、「厳粛なる同盟と契約」の履行などをチャールズ一世に約束させたものであった。しかし、これは、第二次内乱の勃発とクロムウェルによるスコットランド征服のきっかけとなった。(富田理恵「ユニオンとクロムウェルスコットランドの視点から」田村秀夫編『クロムウェルとイギリス革命』聖学院出版会、一九九九年。)
- (50) *Grey, Debates*, vol.2, pp.241-2; *Cobbett, Parliamentary History*, vol.4, p.629.
- (51) *Grey, Debates*, vol.7, pp.192-3.
- (52) *Grey, Debates*, vol.3, pp.18-9, 25. (カッコ内は筆者による)
- (53) *Grey, Debates*, vol.3, pp.26-7.
- (54) *Grey, Debates*, vol.7, pp.193-4.
- (55) *Grey, Debates*, vol.3, p.215.
- (56) *Grey, Debates*, vol.3, p.211.
- (57) *C.J.*, vol.9, pp.322-3.
- (58) 上奏文の正式名称は、Address for the Removal of the Duke of Lauderdale.
- (59) ローダーデイルは信仰自由宣言を擁護したが、彼がカトリックに傾倒していたとは考えにくい。というのも彼は、もともと契約派であり、非国教徒に同情的であった。加えて、彼は国教会への宣誓を拒否したヨーク公に対し審査法に従うように薦め、自らも審査法にそって上院で国教会への忠誠を誓ったとされる。(HMC *Lords*, vol.1, p.143.)

- (60) 拙稿、前掲論文。(カッコ内は筆者による)
- (61) Cobbett, *Parliamentary History*, vol.4, pp.684-5.
- (62) Cobbett, *Parliamentary History*, vol.4, p.1130.
- (63) Anon, *The Commons Address Against the Duke of Lauderdale*, Presented to His Majesty, May 9, 1679, Edinburgh, 1679. なお、この文書は、七九年五月にヨーク公に反対する法律(王位継承排除法案)に関する下院での審議内容をセプトとして出版された。この六月、ハミルトン公がローダーデイルに反対するパンフレットをスコットランドで公表した。(Hamilton, William Douglas, *Some further Matter of Fact Relating to the Administration of Affairs in Scotland under the Duke of Lauderdale*, humbly offered to his Majesties Consideration in Obedience to his Royal, 1679; Commands, Luttrell Narcissus, *A brief historical relation of state affairs, from Sept. 1678 to Apr. 1714*, vol.1, Oxford, 1857, pp.16-7.)
- (64) *RPC*, Third series, vol.4, pp.195-7.
- (65) *C.J.*, vol.9, p.332.
- (66) Chandler, *History*, vol.1, p.208.
- (67) Grey, *Debates*, vol.3, p.108.
- (68) *C.J.*, vol.9, p.348.
- (69) *CSPD*, vol.17, pp.413-4.
- (70) *Lauderdale Papers*, vol.3, p.116.
- (71) *A collection of the Parliamentary Debates: , from the year M.D.C. LXVIII to the present time*, Dublin, John Torbuck, vol.1, pp.288-9.
- (72) もちろん、七九年の上奏文提出後の下院には、国王の対応次第は、再度の上奏文起草が必要となると考える議員たちも存在した。(Grey, *Debates*, vol.7, pp.268-9; *HMC Ormonde*, vol.50, p.97.)
- (73) *C.J.*, vol.9, pp.293-4; Torbuck, *Parliamentary Debates*, vol.1, pp.59-62.
- (74) *C.J.*, vol.9, p.296.
- (75) *C.J.*, vol.9, p.303.
- (76) ローダーデイルに関する上奏文が下院において可決され、アーリーントンの上奏文が可決されなかった背景には、この時期の党派というものが緩やかな派閥に過ぎず、各議員が投票に関して独自のコネクションや意思に基づいて行動したという事実があると考えられる。
- (77) Burnet, *History*, vol.2, pp.229-30.
- (78) *C.J.*, vol.9, p.651.
- (79) *An Exact Collection of the Debates of the House of Commons Held at Westminster, October 21, 1680*, London, 1689, pp.83-7.
- (80) もちろん、七九年の第一読会の時点では、法案にジェームズのスロットランド王位の継承を不可能にしようとする条項が含まれていた点や、審議過程で、排除法案の可決がなされた場合、ヨーク公がイングランドとは別個の政体であるスロットランドで王位継承を行うことを懸念する議員たちも存在していたという事実は明記されなければならぬ。(Cobbett, *Parliamentary History*, vol.4, p.1136; Grey, *Debates*, vol.7, pp.248, 407-8, 409.)
- (81) ローダーデイルは、国王代理を解任された後もヨーク公の信頼を得て、スロットランドの事情に関して連絡を取り合っていた。*Lauderdale Papers*, vol.3, p.198.)
- (82) 法律の正式名称は Act acknowledging and asserting the right of succession to the imperial crown of Scotland である。(RPS, 1681/7/18.)
- (83) *London Gazette*, no.1643 (15 August 1681).
- (84) Brown, *op.cit.*, p.162.
- (85) Harris, *op.cit.*, ch.6. (本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程)